

三次市民ホール 管理運営計画

平成26年1月策定
令和2年7月改訂

三 次 市

目次

I	はじめに	1
II	基本理念と設計コンセプト	2
III	事業計画	5
IV	組織計画	10
V	市民参画	13
VI	広報活動計画	16
VII	収支計画	18
VIII	危機管理・リスクマネジメント	20

I はじめに

三次市民ホール建設にあたって、平成26年1月に三次市民ホール管理運営計画を策定し、開館前から開館10年後以降の目標と将来像を設定した。

開館後5年を経過した令和2年において、これまでの経過を踏まえ、今後5年間のホール運営について、基本的な考え方や事業の方針について改訂する。

Ⅱ 基本理念と設計コンセプト

1. 基本理念と設置目的(建設基本計画より)

三次市民ホール建設にあたり、平成23年7月に策定された「(仮称)三次市民ホール建設基本計画」において、次のとおり基本理念及び設置目的を定めている。

(1) 基本理念

○ 三次全市民が日常的に芸術文化に触れ、健やかで豊かな心を育む

- ・子どもから大人まで、全ての市民が気軽に接することができる芸術文化を創造する。
- ・市民の一人ひとりの五感を刺激し、子どもに夢や憧れを与え、豊かな心を育む。

○ 自然とまちを同時に感じられる環境の中で、三次独自の芸術文化を育む

- ・空や風や水等の自然を感じられる恵まれた環境で育む芸術文化活動を行う。
- ・芸術文化をまちづくりの核と捉え、地域の活性化につなげる。

○ 県北の中核都市における芸術文化の発信拠点となる

- ・山陽山陰からのアクセスの良さを活かした芸術文化の情報と人の流れを創出する。
- ・市内のみならず周辺市町からの来訪者を対象とした、賑わい創出の場とする。

(2) 設置目的

○ 三次の次世代のひとづくりに貢献

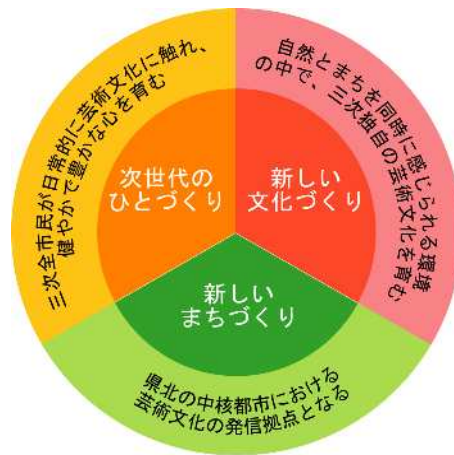
- ・子どもの頃から芸術文化に親しみ、生涯を通じて文化活動に参加・参画できる体系的な環境を整備し、文化形成の基礎となる人材を育成する。
- ・質の高い芸術文化を鑑賞し、共に創造することで、聴衆を育て文化力を高める。

○ 三次の新しい文化づくりに貢献

- ・三次市の歴史的、伝統的文化に恵まれた環境から生みだされる独自の「みよし文化」を発展させ、生きがいのある豊かな生活文化を実現する。
- ・市民が「自分達のホール」として誇りに思えるホールとする。

○ 三次の新しいまちづくりに貢献

- ・市民が集まり、交流し共に文化を生み出す環境をつくりだす。文化を軸とした新たな人の流れを生み出し「新たなまち」を創出する。
- ・県北で芸術文化創造の中心的な役割を担える都市像を形成する。



三次市民ホールが育む ひと・文化・まち

【基本理念・設置目的の関連図】

2. 施設のコンセプト

設計者となった青木淳建築計画事務所と三次市は、基本設計をまとめる際に、川と共に生きるということを三次らしさの表現の根幹に据え、次の3つの施設のコンセプトを掲げている。

○ 地上から5m持ち上げる

- ・ 水害の不安のある三次において、洪水を含めて川と付き合っていく
- ・ 川と共生していくため、平常時は無論のこと、防災の観点から洪水の時にも安心して集まることのできる施設を目指す
- ・ 洪水の時には、建物が避難所になり市民を守る
- ・ 施設下の空間は、日常的には駐車場のみならず自由な活用が可能な広場のようにも使われる

○ 大回廊を設ける

- ・ 三次は川という「回廊」で発展してきた経緯を踏まえ、「回廊」により川のあるまちを明快に表現する
- ・ 三次市全体を川が流れるように、大回廊が施設全体の市民の循環や、様々な文化活動の場をつくり、まちの大きな寄合所のような空間を形成する
- ・ 「そこに行けば誰かがいる」公共施設となるように設計する

○ 空間を使いきる

- ・ 三次は川が流れていていつも生き生きしているように、施設が色々なかたちでいつも利用されているようにする
- ・ 公演のとき以外は寂しい雰囲気にならないように、本来の用途としてだけでなく、他の用途にも使えるようにする
- ・ 施設の隅々まで市民の利用が可能になり、日常的に色々な使い方ができる、使いきる場所の集まりとして施設全体を計画する

これらのコンセプトのもと、三次市内をめぐる川との共生をはかり、市民が積極的に施設を活用することで、これまでの歴史ある活動と日々の暮らしが交差し、三次の新たな文化を創り出すことができる三次市民ホールを目指す。

3. 市内芸術文化施設等との連携

建設基本計画において、三次市民ホールの基本的な役割と性格を次のように掲げている。

- 三次市のメインホールとする。
- 多目的な利用に対応できるホールとする。
- 舞台芸術の鑑賞から、日常的な市民の創造・交流の場とする。
- 環境にやさしいホールとする。

本市には、すでにみわ文化センター、ジミー・カーターシビックセンター、文化センターさくぎなどの文化施設や奥田元宋・小由女美術館をはじめとした4館の美術館を整備しており、芸術文化活動や市民交流の促進を図っている。

こうした既存の施設が持つそれぞれの特性を活かしながら連携を図ることによって、相乗効果を生み出し、三次市全体の芸術文化の振興と発展を目指す。

Ⅲ 事業計画

1. 基本方針(建設基本計画より)

- 魅力ある催事の定期開催
- 日常的な市民利用を施設全体で展開
- 事業評価の実施と次年度への反映

2. 目標と将来像

これまでの検討や市民ワークショップを踏まえて、三次市民ホールが県北の芸術文化拠点として愛されるホールとなるまでのプロセス、時期ごとの目標と将来像を次のとおり設定する。

現在 ～開館前	知らせる・始める・共有する <ul style="list-style-type: none"> ・三次市民ホールが開館することを広く「知らせる」 ・開館後の事業のベースづくりを「始める」 ・文化会館の思い出と、新しいホールへの期待を「共有」して、開館をともに待ち望む
開館前後	拡げる・集める・増やす <ul style="list-style-type: none"> ・市内でも施設から離れた地域に住む方、市外・県外にも開館を周知し、事業エリアを「拡げる」 ・質の高い鑑賞事業や、施設訪問などの対外的で広域的な広報活動の展開により、多くの人を三次市民ホールに「集める」 ・参加しやすく、多様な普及育成事業を開始し、新たな芸術文化活動に取り組む人を「増やす」
開館10年後	育てる・創る・発信する <ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップのための事業を行ったり、市内の芸術文化活動を支援して、三次の文化を「育てる」 ・これまでの取組を活かし、独自の作品を「創る」 ・作品創造を続け、三次独自の文化を広く「発信する」
開館10年後 以降	有名になっている・愛されている・賑わっている <ul style="list-style-type: none"> ・独自の文化を創造・発信する三次市民ホールとして「有名になっている」 ・子どもから若者、高齢者まで広く市民、県北の住民に「愛されている」 ・常に利用され、いつでも館内が「賑わっている」



将来像	芸術文化を通じて、「次世代のひとづくり」、 「新しい文化づくり」、「新しいまちづくり」 に貢献する三次市民ホールになる (設置目的の実現)
------------	---

3. 事業のあり方

基本方針に従い、市民ホールを、「活動」、「育成」、「創造」、「鑑賞」、「発信」、「交流」の拠点と位置づけ、6つの事業を実施する。

【6つの拠点と実施事業】

- ① 活動拠点…施設の提供事業
(文化活動の支援)
- ② 育成拠点…育成事業
(次世代の育成・芸術文化団体の育成・運営スタッフの育成)
- ③ 創造拠点…参加・体験事業
(市民参加の創作活動・ワークショップ・アウトリーチ)
- ④ 鑑賞拠点…鑑賞事業
(舞台芸術の鑑賞・三次ゆかりの出演者による鑑賞事業)
- ⑤ 発信拠点…地域発信事業
(三次の芸術文化の収集と情報発信)
- ⑥ 交流拠点…交流・にぎわい創出事業
(交流促進・施設活用によるにぎわい事業)

① 活動拠点…施設の提供事業

市民の多様な文化活動を支え活性化し、さらには芸術文化への創作意欲を高めるために、練習やリハーサル場として、また成果発表の場として施設を提供し、より多くの市民の多様な活動の拠点になることを目指す。

■文化活動の支援

芸術文化団体等の公演や、市民の施設利用に対して、専門的な見地からの助言など利用サービスの向上に努め、芸術文化活動の活性化につなげる。また、施設の稼働率や集客の向上のため、ホームページなどを活用し、催し物などの積極的な情報提供を行う。ほかに、各種事業の誘致に向けた営業・宣伝活動を行う。

【想定される取り組み等】

- ・日常的な活動場所や発表場所を提供するため、利用しやすい料金体系の設定
- ・ホームページによる、施設の基本情報やホールの行事などの周知、広報活動
- ・施設の利活用に関する助言やサポート
- ・情報交換並びに提供スペースの設置

② 育成拠点…育成事業

文化活動の新たな担い手として、次世代を生きる子どもたちの豊かな感性や創造性を

育む事業や、文化活動を行う市民およびそれを支える人材を育成する事業を実施する。

■次世代の育成

将来を担う子どもたちや次世代の活動の中心となる人材が育まれる土壌をつくるために、芸術文化団体や芸術家などによる質の高い様々な芸術文化を鑑賞・体験する機会を提供する。

【想定される取り組み】

- ・子どもたちを対象としたコンサートや演劇教室，子どもたちとプロの合同演奏会
- ・ホール付の児童合唱団や人形劇団への活動や発表の場の提供
- ・子どもたちの五感を刺激し，感性を育むアートスタート事業

■芸術文化団体等の育成

芸術文化団体等の資質の向上を図るため，活動や発表の場を提供する。またプロの演奏家や指導者を招いた講習会・研修会などの開催を支援する。

【想定される取り組み】

- ・音楽，演劇など講師による講習会・研修会の開催
- ・プロの演奏家や指導者を招いたワークショップなどの開催

③ 創造拠点…参加・体験事業

文化活動を行っている個人や団体のみならず，広く市民が参加できる創造の機会を提供する。また，子どもから大人まで楽しみながら体験できる事業を行い，あらゆる世代の活発な創造の輪が広がるよう，多様な芸術文化に触れる機会を提供する。

■市民参加の創作活動

市民オペラや市民ミュージカルなど，市民参加型の創作事業の実施を支援する。

【想定される取り組み】

- ・市民オペラ，市民ミュージカルなど

■ワークショップ・アウトリーチ

市民が芸術文化に触れるきっかけづくりとして，気軽に取り組める様々な分野の体験事業を実施する。また，小学校や中学校の合同発表会など発表の場を提供する。

【想定される取り組み】

- ・子どもたちが参加できる発表会などの開催
- ・鑑賞事業と連携したアウトリーチ活動の実施
- ・小学校合同音楽会，中学校合同音楽会

④ 鑑賞拠点…鑑賞事業

国内外の音楽、演劇、舞踊等優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、鑑賞活動を楽しむ層を広げ、日常生活への芸術文化の浸透を図る。

■ 舞台芸術の鑑賞

市民が質の高い芸術文化に触れる機会をつくるため、国内外の様々な分野の優れた舞台芸術を鑑賞する事業を行う。

【想定される取り組み等】

- ・オーケストラの定期公演
- ・国内外の優れた舞台芸術の公演
- ・音楽、演劇など広範囲なジャンルの公演

■ 三次ゆかりの出演者による鑑賞事業

三次ゆかりのアーティストや文化人などによる演奏会の開催や、地域特性を活かした三次ならではの自主企画公演などの事業を実施する。

【想定される取り組み等】

- ・三次ゆかりのアーティストや文化人による演奏会や講演会
- ・三次出身の若手演奏家によるコンサート

⑤ 発信拠点…地域発信事業

三次の地域資源を発掘する事業を行い、市民が三次独自の魅力や新しい価値を見出すために、広く発信することで、三次市民ホール存在を高めていく。

■ 三次の芸術文化の収集と情報発信事業

本市で行われる様々な事業や地域資源などの情報を収集し、また広く発信していく。

【想定される取り組み】

- ・情報通信技術を活用した、事業や地域資源の収集・発信
- ・三次の芸術文化にちなんだイベントの開催 など

■ 伝統文化の普及・継承事業

郷土に伝わる伝統文化の継承や新たな担い手の育成のため、三次独自の伝統芸能を披露・育成する事業を行う。

【想定される取り組み】

- ・地域の伝統芸能の公演

- ・伝統文化の継承の支援

⑥ 交流拠点…交流・にぎわい創出事業

芸術文化を通じて、市民、芸術文化団体、スタッフ、アーティスト等、多様な人々が集い、新たな文化や交流が生まれる拠点を目指す。また、日常的に市民が行き交う開かれた市民ホールを目指し、まちのにぎわいへとつながる事業を行う。

■交流促進事業

施設全体を使った芸術文化事業や、市内外の文化施設と連携した事業、様々な分野で活躍する団体や個人とのジャンルを横断した事業、三次の特色を活かした事業等を実施し、芸術文化を通じた出会いや交流の機会をつくります。

【想定される取り組み等】

- ・施設全体を使った芸術文化事業
- ・市内外の文化施設や、様々な団体等との連携事業
- ・映画文化とのコラボレーション

■施設の活用によるにぎわい事業

市民ホールの建築物としての魅力を活かしながら、ホワイエを活用した展示やコンサート、また地上階の駐車場スペースを活用してのイベントの開催等、誰もが気軽に立ち寄り楽しめる施設を演出する。

【想定される取り組み等】

- ・建築物としての魅力の発信
- ・ホワイエなどでのミニコンサート
- ・駐車場スペースを活用したイベントの開催
- ・公演が無いときにも立ち寄ることのできるスペースづくり

IV 組織計画

1. 基本方針(建設基本計画より)

- 事業担当スタッフの充実
- 市民ホールサポーター組織の設置
- 市民中心の運営委員会の設置

2. 運営組織の方針

事業、貸館、技術の各部門に経験豊かなスタッフを配置する

県北の芸術文化拠点として方針に沿った事業を実現するために、各部門において経験豊かな専門スタッフを配置し、内容の充実した自主事業や、柔軟で質の高い貸館サービスを市民に提供できるようにする。特に自主事業については、必要に応じて芸術監督、事業アドバイザーといった専門家の配置も検討する。

管理運営の多様な場面での市民参画を実現する

運営主体と市民参画組織が強く結びついた運営を行う。
自主事業の企画・制作にしっかり取り組みたい方、時間があれば手伝いたい方など、様々な参画ニーズを受け入れ、来館者・利用者としてだけでなく、管理運営の多様な場面で市民が参画できるようにする。

3. 運営主体

これまでに掲げた運営等の方針を効果的・効率的に実現するために、原則として指定管理者による管理運営を行う。

指定管理者制度を導入することにより、専門性の高さを活かしつつ、幅広い業務に柔軟に対応でき、細やかなサービスの提供ができるスタッフの配置が期待できる。また、予算の柔軟な運用からコストパフォーマンスの向上が望まれる。

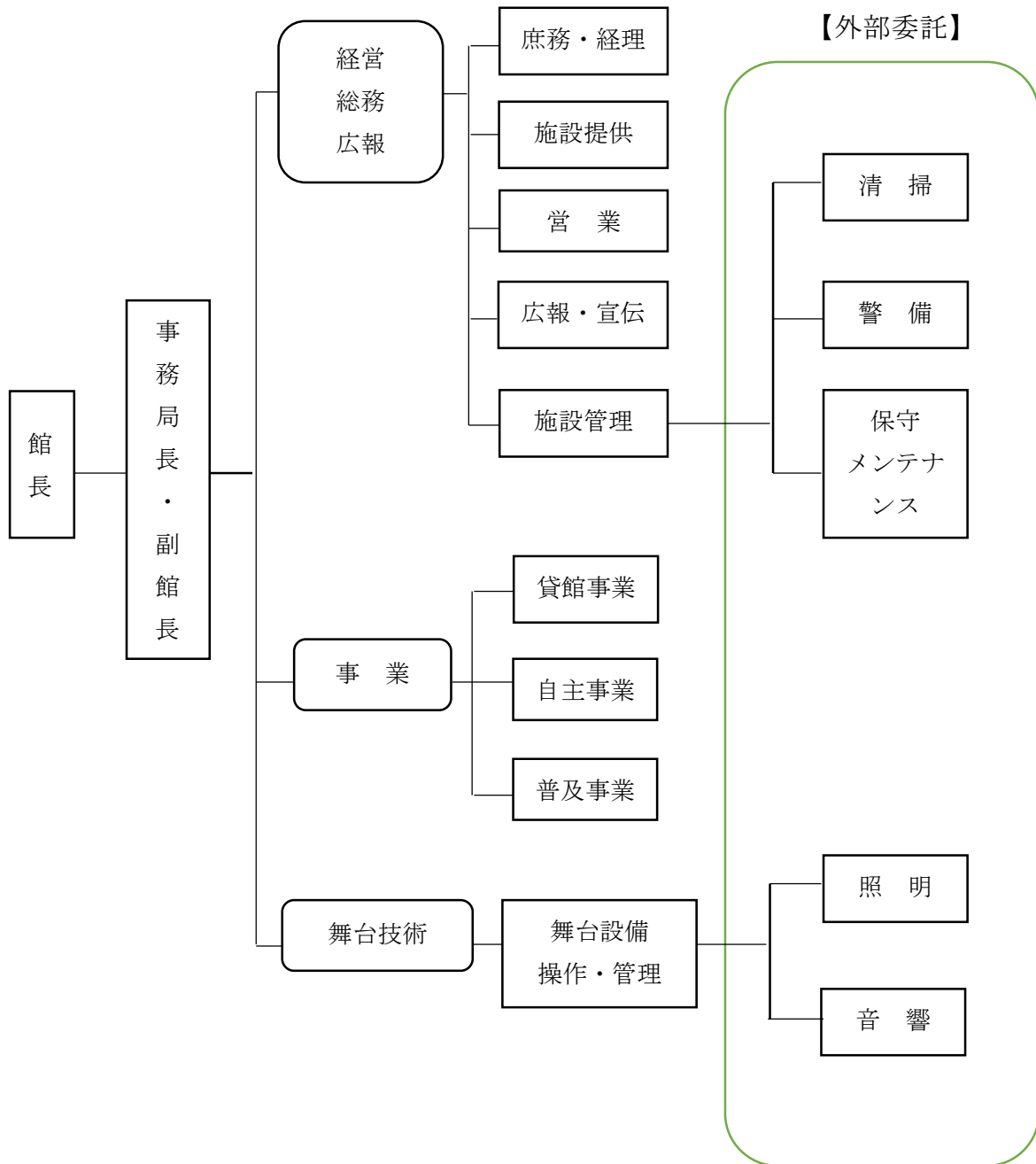
ただし、市の意向を最大限反映させるため、管理運営が適切に行われているかどうか市が定期的なモニタリングを行う。なお、指定管理期間は6年とする。

4. 運営体制

(1) 運営体制のイメージ

指定管理した場合のイメージは、次図のように想定される。具体的な組織の体制については、指定管理者と検討する。

運営体制のイメージ(想定)



(2)業務内容

市民ホールの役職と主な業務内容は、次表のように想定される。各職員は、互いが各業務を補完でき、貸館受付、来館者サービスなどの日常業務は全員が行えることが望まれる。また自主事業を行う際の事前準備や事後の後片付けなどは、職員と市民サポーターの協力体制により行うことも考えられる。

運営主体の部門, 担当, 主な業務内容(想定)

部 門	担 当	主 な 業 務 内 容
	館長	・総括
	事務局長・副館長	・現場責任者、各スタッフの総合管理
経 営 ・ 総 務 ・ 広 報	庶務、経理	・人事・労務管理, 法務, 契約, 文書管理, 資料管理, 備品管理, 外部委託業務対応, 経理会計(予算・決算・出納など)
	施設提供 (貸館)	・貸館スケジュールの管理 ・施設の利用調整 ・施設利用者へのアドバイス など
	営業 ,	・行政や関係機関との連絡調整 ・企業, 各種団体の助成, 協賛金等の獲得 ・共催, 後援, 協賛先の開拓, 促進 ・友の会の会員募集, 管理など
	広報・宣伝	・施設及び主催事業の各種広報, 機関紙やパンフレット等の作成 ・ホームページ・情報通信技術の活用に関する業務
	施設管理	・施設管理, 建築・機械・電気設備等の日常運転・監視・保守点検 ・施設内の警備, 清掃 など
事 業	貸館事業	・「施設提供事業」における利用サービスの向上 ・各種事業との連携, 支援 ・各種事業の誘致に向けた営業・宣伝活動等
	自主事業	・「育成事業」「参加・体験事業」「鑑賞事業」「地域発信事業」「交流・にぎわい創出事業」の企画・制作・実施 ・共催・後援等の調整 ・各種事業に関する調査研究, 情報収集 ・自主公演の企画立案, 事業企画書, 収支予算書等の作成
	普及事業	・ワークショップ, アウトリーチなどの「参加・体験事業」の企画, 制作から実施に至る業務 ・次世代を担う子どもたちに関わる育成事業の企画, 制作から実施に至る業務 など
舞台技術	舞台設備 操作・管理	・事業実施時のプランニングや舞台機構操作, 舞台運営, 舞台機構・照明・音響の各施設や大道具備品の日常管理やメンテナンス ・舞台技術者等による利用者支援や講座などの実施 ・照明, 音響の外部委託対応, 調整

V 市民参画

1. 市民参画の方向性

三次市民ホールの設計コンセプト、管理運営方針の眼目の一つである「市民が三次市民ホールを育み、三次市民ホールが市民を育む」という方針を実現するための取組を行う。

○参画のあり方

- ・自主事業に企画段階から関わる機会を持つ。
- ・事業のみならず、何でもできることから関わる。
- ・個々の事情に合わせて、さまざまな参画ができる。
- ・子ども・学生でも参加できる。
- ・三次市民ホール事業運営委員会のメンバーとして、ホールの運営管理について評価・検証し、提言する。

○参画に係る報酬のあり方

- ・ポイント制による報酬を検討し、たまったポイントを自主事業のチケット代や、練習室の利用料金等に還元できる仕組みを検討する。

2. 市民参画の推進

市民参加による魅力ある自主事業の展開や、市民サポーターの管理運営の協力・環境づくりによる心地よい空間の提供などを行い、多くの市民がホールの活動に参加していくことを目指す。

(1) 市民参画の推進により期待されること

- ・市民とホールのパートナーシップを築いていく
- ・芸術文化活動を支える市民リーダーを育てていく
- ・市民が主体となる自立した芸術文化活動を促進させていく

(2) 市民参画を進めるにあたっての考え方

- ・個々の市民が備える様々な能力や機会を活かす
- ・お互いを尊重し、無理を強いることなく相互に可能なことから始める
- ・いつでも、誰でも参加できる窓口を開いておく
- ・施設設置者、管理運営者及び市民が良好な関係を築いていく

3. 市民参画の分類と見込まれる効果（想定）

分類	概要	効果
鑑賞への市民参加	・会員組織の立ち上げ	・市民間の口づてで広がる動員は、集客に貢献することが期待できる。 ・鑑賞者の育成及び動員への効果が期待される ・市民の施設に対する関心を高めることができる。
事業への市民参加	・事業企画への参加	・施設が実施する事業について、個々の市民が備える専門性を活かした支援を行っていくことが期待できる。
施設管理・運営への市民参加	・清掃，除雪等の施設管理関連のボランティア ・もぎり，客席案内，介助，通訳等の運営関連ボランティア	・ボランティアについても，市民が備える能力を個々に活かした支援が期待できる。 ・施設の運営に関わることでホールへの愛着が湧き，また施設に対する関心も高まり，集客にもつながることが期待できる。 ・施設や事業への理解を高め，支援する市民相互の新しい出会いの創出が期待できる。 ・中高生や大学生などの若者が積極的に管理や運営のボランティアに参加することで，未来を担う世代のホールへの関心が高まり育成にもつながる。 ・対価としての有償（現金ではなく，地域通貨や施設使用料金の割引など）での支援も検討を行う。
評価への市民参加	・アンケートの実施 ・事業運営委員会の設置	・事業や運営の評価，見直を行うことで，より市民が求める事業や運営が行われることが期待できる。

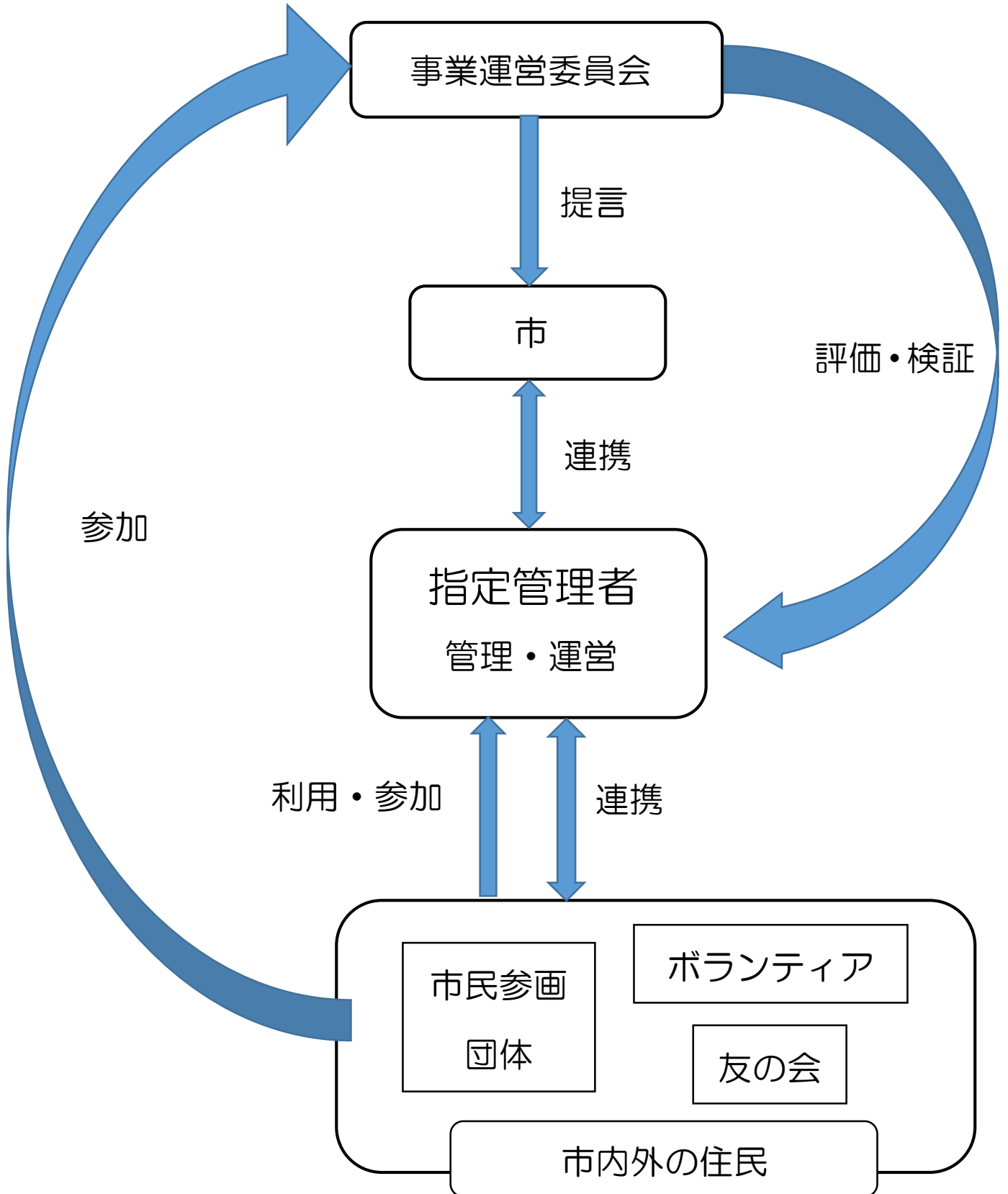
4. 三次市民ホールに関わる組織の関係図イメージ

市民と市，指定管理者が連携することはもとより，より多分野の関係機関等とつながりを持ち，協力して市民参画や芸術文化振興，にぎわいづくりに取り組む。

特に，市民参画組織は市民が主体的に参画し，指定管理者は市民参画組織や市の意見や要望を活かした事業展開を図ることが重要となる。

事業運営委員会は，専門家や市民，市民参画団体のメンバー等により組織し，ホール運営や自主事業等の内容について評価，検証し提言を行う。これにより市民が求める事業運営が行われることが期待できる。

市民ホールに関わる組織の関係図（イメージ）



VI 広報活動計画

1. 基本的な考え方

施設の認知度を高め、様々な事業への参加を促し、利用の拡大を図るために、多様な情報媒体を活用して市民さらには県内外の住民に対しても定期的かつ継続的な広報活動を行う。事業の取り組みや展開などを効果的に広報し、集客や利用者の拡大、施設のイメージアップ、事業の活性化等を図る。

□ 顔が見える周知活動から始める

市内に限らず、広域的な来館・利用を目指していくが、まずは市民に確実に周知することを重点的に取り組む。

新聞雑誌等への掲載依頼や、決められた場所にチラシを置くという活動だけではなく、市民が参画している特性を活かし、市民一人ひとりが知り合いや周辺の地域住民を誘い込む活動を広げる細やかな活動を展開し、認知度の向上を目指す。

□ 事業後の広報に力を入れる

新聞・雑誌等に向けた広報宣伝活動については、事前の記事掲載だけでなく、自主事業開催後の報告記事掲載の働きかけに力を入れる。実際に開催された写真記事などを通じて、「何か面白いことをやっている」ということが伝わり広まることを目指す。

□ イメージを伝えるシンボルとしての広報宣伝

発行物を見ると「三次市民ホールのものだ」とすぐに伝わり、手にとってもらえるように、デザインや仕様の統一性を図り、三次市民ホールのイメージを伝えるツールとして象徴的な役割を担えるよう取り組む。

□ 近隣ホールと連携する

県内や隣接県のホールと連携し、お互いのチケット販売を請け合ったり、機関紙に自主事業を相互記載するなど、予算と広報ツールを効率的に共有しあうことで対象を広げる。

□ 広報宣伝活動の記録・集積を事業の継続性につなげる

公演情報を広めるだけでなく、チラシ、ポスター、記録写真、掲載記事などを集積・保存し、節目の周年などで記念誌を作る。

取組をきちんと形に残すことにより、市内外に三次市民ホールの取組を周知する。また、運営に関わる人々が参照して、継続的な運営に取り組むことや、今後の事業の参考にできるような形を目指す。

□ 業務向上のための評価を広報へつなげる

事業評価をより積極的な広報ツールとして捉え、分かりやすい年次報告を作り、公開する。

市や専門家からの評価、市民・来館者・利用者へのアンケート結果、内部評価等を広く公開し、運営者の施設運営に対する考え、事業活動への尽力とその成果を広く知ってもらうことで、市民や専門家からの認知・評価を高める。

2. 広報活動の方法と内容（想定）

媒体・方法	内 容
市民ホールの公式ホームページによる周知	・施設概要や空き状況，市民参加活動，公演日程などの情報を，市民ホールの公式ホームページで周知する。
市の広報・ホームページ等による周知	・市の広報誌やホームページ等を活用し，主な活動内容を随時掲載し，市民等に広く周知する。
本，パンフレット，チラシ，機関紙等の配布	・本やパンフレット，チラシや機関紙等の紙媒体による事業案内や施設概要，利用促進のための情報提供を行う。
情報通信技術の活用による広報活動	・市民ホールのホームページによる施設概要や空き状況，事業結果や事業予定，市民参加についての情報提供を行う。 ・フェイスブックやツイッター等のソーシャルメディアを活用し，各種イベントや施設情報等を広く，タイムリーに発信する。
その他の広報活動	・専門誌や一般紙，テレビやラジオ等，各種媒体を通じて，全国に向けて施設情報を発信する。

1. VII 収支計画

1. 三次市民ホールの目指す運営

三次市民ホールの管理・運営には、多額の費用が必要となる。必要な費用の確保に努める一方、支出が大きく超過する収支構造を少しでも改善するために、経費を節減し、利用料金収入や自主事業の収入を増やして、市の負担を減らすことは大変重要である。

一方で、市が実質的に負担する経費を単なる「赤字」と捉えるのではなく、芸術文化を通じた市民やまちへの「投資」として捉えていく必要がある。

芸術文化を通じて、市民の心の充足や交流を促し、にぎわいのあるまちづくりに寄与することが、三次市民ホールに求められているということを踏まえ、費用対効果の高い運営を目指すものとする。

2. 収入の構成

指定管理者の主な収入として想定される項目とその内容

項目	内容	留意点
市からの収入	・指定管理料, 事業受託料など ・市の助成金, 補助金	・事業方針に沿った業務を着実に遂行し, 市民サービスの向上に努める
事業収入	・自主公演のチケット代 ・ワークショップ, アウトリーチ参加費など ・国や県, 助成団体からの助成金, 補助金	・助成金や補助金など資金調達を積極的に行い, 市民が参加しやすい自主事業の料金設定を検討していく
その他収入	・民間からの協賛金, 寄付金 ・広告などによる収入 ・チケット販売受託手数料など	・外部資金獲得のため, 積極的な活動を展開する

3. 支出の構成

指定管理者の主な支出として想定される項目とその内容

項目	内容	留意点
人件費	・施設運営や事業展開のために配置が必要な職員に係る経費	・一定水準の事業を継続的に実施するために必要な専門人材を確保する
維持管理費	・設備メンテナンス, 警備, 清掃, 舞台設備保守点検に係る経費	・市民の日常的なニーズに対応できるように, 安全, 安心な施設

	・軽微な修繕費	の維持管理に努める
事務費	・各種機器のリース代や消耗品費, 通信費などに係る経費 ・広告宣伝費など施設の運営業務に係る経費 ・公立文化施設等保険料	・経費節減に努めながら, 市民ニーズに対応していく ・事故や災害は, 様々な状況を想定し, 事前の対策を図る
事業費	・公演やワークショップなど自主事業等に係る経費	・質の向上と経費節減のバランスを考慮する

Ⅷ 危機管理・リスクマネジメント

1. 安全対策と危機管理体制の構築

(1) 日常の安全対策

建築基準法では、ホール施設は不特定多数の利用に供する特殊建築物に位置付けられ、耐震や防火など、来場者の安全確保のための基準が厳しく設けられている。また、消防法においても、不特定多数の集客施設として、非常口・通路幅・危険物の持ち込み禁止・使用制限など、観客の安全に関わる事項が細かく規定されている。

これらの法律の遵守はもちろん、事故や事件を防止し、利用者の安全と安心を確保するために、以下の対策を講じていく。

施設の安全確保・安全点検	設備の不具合を早期に発見するために、館内の巡視を頻繁に実施する。また、日ごろから不審物を発見しやすいよう整理整頓を心がける。避難や防災設備の作動の障害になる場所に物を置かない。
施設内の警備	職員だけではなく実際に館内にいる委託業者や臨時職員、施設利用者などの人員を含めた警備体制にする。夜間、休館日については、自動警備システムの導入や警備専門会社への委託も視野に入れて警戒態勢を確保する。
公演時の人員配置計画	公演を円滑に運営し、かつ緊急事態発生時に適切に対応できるよう、公演がある時には人員配置計画を立てる。公演内容や来館者の特性を考慮のうえ、施設利用者と協議して、各持ち場の責任者や人数を設定する。
防災設備・資機材の整備	防災設備・資機材の棚卸しを定期的に行い、設置場所、個数、使用期限(電源の残量含む)、点検日時を台帳やパソコンなどで管理する。
防災教育・訓練の実施	平常時から緊急時の役割分担や情報連絡系統などを明確にしておく。
警察署・消防署による指導	施設の安全管理及び危機管理について、適宜、警察署や消防署の指導を受け、それに従う。

(2) 施設利用者と安全意識の共有

施設の貸館時に事故などが起きないようにするため、施設管理者は利用者との事前打ち合わせなどを通して、お互いに安全に対する共通認識を持つことが重要である。

また、緊急事態発生時の対応や会場警備体制などについて、十分に話し合う必要があります。

(3) 大規模災害等の安全対策

市民ホールの管理運営においては、常に不測の事態が想定される。例えば、火災などの際に適切な情報提供がなされないと、観客が慌てて出口に殺到し、将棋倒しとなり多数の死者が出るといった事態が起こり得る。また、「友の会」を組織する場合は、会員の個人情報の漏えいなどのリスクがある。日ごろから、スタッフの危機管理意識を醸成し、発生した場合でも被害を最小限に抑えるような危機管理体制を構築しておく必要がある。